

第8回川越市介護保険事業計画等審議会における回答について

第8回川越市介護保険事業計画等審議会当日に回答を保留とさせていただいた事項について、下記のとおり回答いたします。資料として配布しました「資料2-2 在宅介護実態調査の集計結果（クロス集計版）」をお手元にご準備の上、ご確認ください。

会議の要旨	問	事務局回答
P. 2 下から13行目	P. 27の集計・分析の狙いの4つ目に、要介護者の自立度が重くなっても、在宅生活や就労が継続できる支援のあり方を検討とあり、P. 38の留意事項で在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとは、保険外の支援・サービスに限定されるものではないと記載してある。就労継続支援のあり方を検討していくにあたって、保険外のことも含めて、例えば介護保険法に新たな保険給付を提案するとか、市独自の事業を行うかということについて考えているのか教えてください。	介護保険における保険給付サービスは、介護保険法第8条及び8条の2に規定されており、市として新たな保険給付サービスを提案できるものではございません。そのため、介護保険における保険給付サービスでは賄えない部分のサービスを市独自の事業として実施しているものであります。現在のところ令和3年度からの新規事業の予定はございません。
P. 2 下から11行目	P. 43の図表の下から4番目に、介護をしている従業員への経済的な支援とあるが、この支援とはお金なのか。もしお金であればどの程度なのかなど内容を教えてください。	国が定めた質問項目となっており、経済的な支援について補足説明はなかったため、支援の具体的な内容については判断しにくい質問となっております。
P. 2 下から5行目	P. 72の留意事項の3つ目に、地域医療構想の検討における2025年の在宅医療等で対応が必要な医療需要の需要量予測の結果とあるが、これはいつ実施した調査なのか。また公表されているのか教えてください。	地域医療構想は、医療法により都道府県に策定が義務付けられている医療計画において定める事項として規定されている将来の医療提供体制に関する構想です。埼玉県が平成28年10月に埼玉県地域医療構想を策定し、現在は第7次埼玉県地域保健医療計画（平成30年度～令和5年度）内に明記されております。川越比企区域の医療需要推計等が示されており、県ホームページにて公表されております。